

矢板市使用料改定計画

令和2年6月

矢板市

目 次

はじめに	1
1. 改定の基本的な考え方	1
2. 使用料改定案の概要	1
3. 改定案による影響額	3
4. 改定の実施時期	3
5. 改定案の審議等について	4

資料

「別表 1」矢板市使用料改定一覧表（案）

はじめに

使用料の対象となる行政サービスは、「利用する特定の者が利益を受けるもの」であり、使用料はその受益の範囲内において行政サービスの対価を徴収するものです。使用料の料金設定は、利用する方とそうでない方の均衡、公費負担をどのようにするか等により決定するのが望ましいと考えます。

矢板市では、平成28年に策定した「矢板市行財政改革推進計画」において、使用料等の見直しについて本計画の期間内（令和2年度まで）に見直しを行うとされていることから、庁内検討組織を立ち上げ、改定基本方針に基づき検討し、本改定計画（案）のとおり作成しました。

1. 改定の基本的な考え方

使用料の設定については、次の事項を基本としています。

- ① 原価計算方式によるコスト算定
- ② 行政負担と受益者負担の割合の明確化
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定
- ④ 定期的な料金見直し

2. 使用料改定案の概要

(1) 使用料における受益者負担の基準の設定

使用料は、施設及びその施設に係る行政サービスの受益者から、その使用のために必要な費用を徴収するものですが、そのサービスの性格等により個別的に受ける便益の範囲や程度の差を反映させる必要があることから、その受益者負担率は次の基準に基づく負担率とします。

[判断の基準]

- (a) 市民生活における基礎的サービスか、基礎的以上のサービスか
- (b) 市民生活に必需的サービスか、選択的サービスか
- (c) 便益が広く市民に及ぶのか、ある特定の者のみに及ぶのか
- (d) 民間等との競合的サービスか
- (e) 公営企業的サービスか

《使用料の受益者負担率の基準》

区 分	内 容	具 体 的 事 例	受益者負担率
全面的に公費負担とするもの	基礎的サービス 必需サービス	斎場、ごみ処理（持込を除く）、公衆便所、道路、公園、救急、義務教育、図書館、（図書サービス）、歴史民俗資料館など	0%
大部分を公費負担とするもの	基礎的以上のサービス 必需的サービス	交通公園など	—
公費と受益者で負担するもの	選択的サービス 広く市民に及ぶサービス 民間等との競合性もあるサービス	文化施設（文化会館、博物館、美術館等）、体育施設（体育館、運動場）、公民館、会議室（集会所等）など	50%前後
大部分を受益者負担とするもの	より選択的なサービス 民間等との競合的なサービス	宿泊施設、キャンプ場、市営バス等	75%前後
全面的に受益者負担とするもの	便益が特定されるサービス 民間等と競合するサービス 公営企業的なサービス	墓苑、駐車場、市営住宅、占用料、財産貸付、水道料金、下水道使用料（公費負担分を除く）、器具使用料（公民館付属器具等）など	100%

(2) 原価算定の基準の設定

原価の算定にあたっては、次のものを反映します。

土地、建物、備品、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、人件費、減価償却費など

(3) 受益者負担の急激な増加を避けるため、暫定処置として、次に定める「上限改定率」を限度とします。

金 額 区 分	上 限 改 定 率
500円未満	50%
500円以上 2,000円未満	40%
2,000円以上 10,000円未満	30%
10,000円以上	20%

なお、改定前が無料の施設の場合は、上限改定額を100円とします。

- (4) 負担の公平を確保するため、利用者区分別の配慮を次のとおり行います。
- ① 大人・子供の区分を設定する場合、子供は大人のおおむね50%とする。
(子供：中学生まで)
 - ② 市民・市民以外の区分を設定する場合、市民以外は市民より割増しとし、その割増率は、おおむね50%とする。
 - ③ 入場料を徴する催事等のために貸し出す場合の施設使用料は、無料の場合より割増しとし、その割増率は、おおむね50%とする。
- (5) 以上により、改定料金の計算は、以下のとおりとします。

$$\text{改定料金} = \text{原価} \times \text{受益者負担率} \quad (\text{上限改定率を上回る場合は上限改定率})$$

なお、改定料金の端数処理については、原則として200円未満は50円単位、200円以上は100円単位で切捨てとします(ただし、上限改定率によるものは除く)。

3. 改定案による影響額

平成30年度決算ベースで試算すると、今回の改定案により概ね270万円程度の増額を見込んでいます(指定管理施設を除く)。なお、増額となった理由としては、消費税が改定前の5%から10%へ増額となったことや、施設改修により施設の資産価値が上昇し、減価償却費が増加したことが挙げられます。

【使用料影響額】

使用料区分	H30 決算額 (円)	改定見込額 (円)	増減 (円)
市営バス	1,647,361	2,265,121	617,760
生涯学習館	890,225	1,220,285	330,060
体育施設	6,510,460	8,202,139	1,691,679
矢板武記念館	73,180	109,770	36,590
計	9,121,226	11,797,315	2,676,089

4. 改定の実施時期

令和3年4月1日施行予定

5. 改定案の審議等について

改定案の作成に当たっては、受益と負担の公平性の観点から全面的な見直しを行う必要があったことから、市条例等で規定するすべての使用料について、庁内検討組織により検討を進め、パブリックコメントにより広く市民の皆様のご意見等を頂戴したうえで、調整会議・庁議を経て条例改正を進めていきます。

今後とも、公共施設等の持続的な維持管理のため、市民の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料

「別表1」矢板市使用料改定一覧表（案）

